

IFRS Viewpoint

顧客資金(client money)の会計処理

論点となるのは何か？

企業が顧客の代理として資金（「顧客資金」）を保有する場合：

- 顧客資金は企業の財務諸表に資産として認識しなければならないのか？
- 顧客資金を資産として認識する場合には、当該資産と対応する顧客に対する負債とを財政状態計算書の本体で相殺することはできるか？

「IFRS Viewpoint」シリーズでは、基準の適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。本号では、顧客資金-報告企業が顧客の代理として資金を管理する取決めに関するガイダンスを示しています。

関連するIFRS

財務報告に関する概念フレームワーク(2018)

IAS第1号「財務諸表の表示」

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」

IAS第32号「金融商品：表示」



エグゼクティブ・サマリー

「顧客資金」という用語は、報告企業が顧客の代理として資金を管理するさまざまな取決めを表すのに使用されます。私どもの見解として、「財務報告に関する概念フレームワーク(2018)」に示されている資産の一般的な定義を満たす場合には、企業は顧客資金を資産（及び関連する負債）として認識しなければなりません。

「財務報告に関する概念フレームワーク(2018)」は、資産とは「企業が過去の事象の結果として支配している現在の経済的資源」であり、経済的資源とは「経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利」であると定義しています。

本定義を満たすかどうかを決定するには、顧客資金が以下に該当するか否かを判定するために顧客資金の保有に関する取決めの契約条件及び経済的実質を注意深く分析することが求められます：

- 報告企業が支配している資源である。
- 経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利を報告企業に与える。

これら両方の条件を満たす場合、顧客資金は報告企業の資産として認識しなければなりません。こうした決定には相当の判断が必要となることがあり、その場合には、IAS 第1号「財務諸表の表示」に従って適切な開示を行わなければなりません。

顧客資金の取決めにより、顧客資金を、資産として銀行預金及び顧客に関連する負債として認識する場合には、ほとんどの状況において当該項目を相殺することは適切ではありません。

はじめに

「顧客資金」という用語は、報告企業が顧客の代理として資金を管理するさまざまな取決めを表すのに使用される。顧客資金の取決めは規制されている場合が多く、この用語のより具体的な定義が規制基準に示されていることがある。しかし、本IFRS Viewpointのガイダンスは、特定の規制制度に固有のものではない。

企業は、多くの異なった契約上の取決めに基づき顧客の代理として資金を管理することがあり、例えば：

- 銀行は顧客の銀行口座で預り金を管理することがある。
- ファンド・マネジャー又はストック・ブローカーは受託者として、顧客の代理として資金を管理することがある。
- 保険ブローカーは、保険契約者が支払った保険料が保険会社に支払われる前に当該保険料を管理することがある。
- 弁護士又は会計士は、多くの場合に別個の顧客の銀行口座で、顧客の代理として資金を管理することがあり、その場合に稼得する利息は顧客のものである。

これらの取決めはしばしば、規制並びに業界の慣習及び慣行により影響を受けます。取決めが多様であることから、顧客資金を資産として認識すべきかどうかという疑問に統一した答えを出すことは不可能といえます。状況によっては、その答えが明白な場合もありますが、必ずしもそうであるとは限りません。したがって、不確実性がある場合には、まず初めに、顧客資金が報告企業の金融資産であるかどうかを判定するために、各取決めの契約条件及び経済的実質を分析しなければなりません。

認識

IAS第32号における金融資産の定義には現金が含まれます。顧客資金を含む多くの取決めにおいて、(例えば、報告企業が契約上の受益者となる銀行口座で資金が管理されているため)報告企業は現金に対する法的所有権を有することになり、これはほとんどの場合に、本定義の現金という部分を明確に満たすことを意味します。しかし、IAS第32号の定義では、**金融資産**であることが求められており、問題となる項目もまた**資産**でなければなりません。したがって、「財務報告に関する概念フレームワーク¹(2018)」に示されている資産及び負債に係るIFRSの一般的な定義を満たす場合には、企業は顧客資金を資産(及び関連する負債)として認識しなければなりません。「概念フレームワーク」に示されている資産及び負債の定義は以下のとおりです:

資産

- 企業が過去の事象の結果として支配している現在の経済的資源である。
経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利である。

負債

- 企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務である。

これらの定義を現金又は顧客資金の取決めに適用することに関する具体的なガイダンスがIFRSには示されていません。したがって、関連する法律上、規制上及び契約上の要求を注意深く見直し、資産の定義における「支配」と「便益」の側面が満たされているかどうかを決定する際には、必要に応じて判断を適用しなければなりません。

「支配」及び「便益」という用語自体はこの文脈において定義されていません。これらの用語を顧客資金の取決めに適用する際に、私どもは以下の事項を検討します:

- 支配の評価では、報告企業が資金の使用をどの程度決定できるのかを考慮しなければならない。
- 本定義における「便益」の側面に係る評価では、どの当事者が所有に関連したリスクと経済価値を有するのかを考慮しなければならない。

場合によっては、こうした分析は単純なものとなります。例えば:

例1:

顧客の銀行口座で預り金を管理する銀行は、当初受領時の金融資産(現金)、及び金融負債(顧客からの預り金)を記録しなければならない。

この単純な例では、銀行は、現金に対する支配を有しており、当該現金を自身の投資・融資活動の資金を調達する又は運用コストを賄うために使用することができる。また、銀行は、当該資金を利用でき、金利収益を受け取る顧客に対する金融負債を有している。

例2:

別個の銀行口座で顧客資金を管理する弁護士は、当該資金が顧客の指示に従ってのみ支払われ、かつ、弁護士が金利収益を受け取る権利を有していない場合には、資産を認識しない。

本例では、資産の定義における「便益」及び「支配」のいずれの側面も満たしていない。

¹ 「財務報告に関する概念フレームワーク(2018)」は2018年3月に公表された。本「概念フレームワーク」は基準ではなく、既存の基準を変更する又はそれらに優先するものではない。しかし、本「概念フレームワーク」を使用して会計方針を策定する企業は、当該変更を2020年1月1日から適用しなければならない。本IFRS Viewpointでは、最良の実務のために、現時点で最新の「概念フレームワーク」を参照している。

一方、契約上の取決めの実質はそれほど明確でないことがあり、より詳細な分析が必要とされます。私どもの見解として、資産の認識要件を適用する際に、以下の事項を考慮しなければなりません：

企業が当該資金の使用に対する
権利を有する範囲(該当する場合)

これは、企業が当該資金に関する投資方針を決定する権利及び当該資金を合同運用する能力(すなわち、ある顧客の資金を使用して他の顧客の口座の決済を行う若しくは企業が自身の現金を顧客資金と同一の銀行口座に含めることができる、又は企業が自らの目的のために当該資金を使用し顧客に対する決済期限の到来時に当該資金を充当できる)を有するかどうかの判断を含む。

企業が当該資金から稼得した
金利収益の便益を得るかどうか

企業がすべての金利に対する権利を保持している又はより低い金利を顧客に支払う場合、顧客資金からの経済的便益を受けており、これは資産を認識しなければならないことを示している。

企業が資金を預け入れている
銀行口座に関連する信用リスクを
負っているかどうか

預金先の銀行が破綻した際に、企業が顧客に補償する契約上の義務がある(又は損失を補填すべき推定的債務がある)場合、これは資産を認識しなければならないことを示している。

報告企業の倒産又は破産の
発生時の資金状況

債権者からの一般的な請求に充当するのに当該資金が利用可能な場合、これは当該資金が報告企業の資産であることを示している。逆に、当該資金がリングフェンス(隔離)されており、顧客に対し補償することのみに利用可能な場合には、当該資金が報告企業の資産である可能性は低い。

「これらの定義を現金又は顧客資金の取決めに適用することに関する具体的なガイダンスがIFRSには示されていない。したがって、関連する法律上、規制上及び契約上の要求を注意深く見直し、判断を適用しなければならない」

法的形態及び実質

報告企業が顧客資金を管理する行為能力 (legal capacity) もまた重要となります。顧客資金の保有に関する契約上の取決めは、適用可能な法令並びに確立された慣習及び慣行とともに検討されており、報告企業の権利及び義務を定め、(資産及び負債の)認識に明確に関連性があると思われる。しかし、法的取決めが示される方法は、適用される権利及び義務に影響を与える範囲でのみ関連があります。言い換えれば、契約上の取決めの法的形態に加えて、その実質を検討する必要がある、その際には以下の要因を考慮しなければなりません：

代理店契約が存在する場合の条件

代理店契約により、顧客資金のリスク及び経済価値が顧客にあり続けるという効果をもつことがあり、また、当該資金に対する報告企業の支配が制限されることもある。報告企業は通常、顧客に提供するサービスに対し代理店手数料を受け取る。サービスと交換に稼得する手数料は、当該資金の所有に関連した便益の獲得と同じではない。

企業は、法律に裏付けられた受託者として又は同様の受託者としての資格で当該資金を管理することがある。

こうした取決めは、顧客資金のリングフェンス (隔離) に役立つことがあり、また、リスクと経済価値及び支配の評価に関連性がある。このような場合に、企業は、受託者責任を有しており、細心の注意を払ってその責任を果たす義務がある。この受託者義務によるリスクは、当該資金の所有に係るリスクと同じものではない (例えば、資金の所有に係るリスクとしては信用リスクがある—上記参照)。

取決め適用される具体的な規制 (例えば、資金が管理され、当該資金の使用が制限される銀行口座の種類を指定することがある)

企業が規制対象企業である場合、規制当局は、認識要件の適用に関連性がある顧客資産を保護するために具体的な規則を設定することがある。例えば、別個の顧客の信託口座 (legal trust client bank accounts) の使用に関する規則及び資金の合同運用に対する制限 (上記参照) がある。

表示

相殺

IAS第32号は、金融資産と金融負債を相殺する際の条件を示しています：

「企業は、次に該当する場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を財政状態計算書に表示しなければならない：

- a 認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ
- b 純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している」(IAS第32号第42項)

IAS第32号第45項は、相殺権とは、契約その他により、債権者に支払うべき金額の全部又は一部を当該債権者から受け取るべき金額を充当することによって決済又は消去するという債務者の法的権利であると定義しています。

顧客資金は通常、第三者である金融機関の銀行口座で管理され、したがって、金融資産及び金融負債は異なる相手方に対する債権及び債務となります。そのため、相殺はほとんどの場合において適切ではありません。

開示

本IFRS Viewpointにおけるガイダンスの適用は職業的専門家としての判断を伴う場合が多く、IAS第1号の要求事項に従って適切な開示を行う必要があるかもしれません。

顧客資金に関する企業の会計方針は、首尾一貫して適用し、重要性がある場合には、IAS第1号第117項に従って開示しなければなりません。

また、顧客資金の取決めが重要である場合に、経営者は、企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、IAS第1号第122項の要求事項に従って財務諸表に認識されている金額に最も重要な影響を与えているものを開示する必要があります。

拘束預金 (Restricted cash)

IAS第7号第45項で要求しているとおり、状況によっては、拘束預金及び現金同等物の残高の存在を開示する必要がある場合もあります。これらは、企業が保有する残高のうち、当該企業グループが利用できない金額であり(例えばエスクロー口座)、通常は、記述的な説明とともに財務諸表の注記に開示され、基本財務諸表の独立科目として表示されます。

もちろん、IAS第7号のガイダンスを検討する前に、企業は顧客資金の口座を財政状態計算書において資産として認識すべきかどうかについて判定を行う必要があります。企業が顧客資金の口座を認識しない場合には、IAS第7号のガイダンスは適切ではありません。

受託者による開示

銀行などの企業は、重要な信託業務を行っており、自己の資産ではないことから財政状態計算書に計上されない資産を保有していると判断する場合には、当該業務についての開示を検討しなければなりません。私どもの見解として、企業が受託者としての義務を履行しなかった場合に法的責任を負う可能性があるため、このような業務の内容及び範囲を開示することは受託者口座の適正な表示のために最善であると考えられます。

例

送金業務

郵便局は、ガス代や電気代などの各種公共料金を顧客から回収し、回収した金額を公企業へ送金するサービスを提供しています。郵便局は、公企業のための支払代行を行っており、提供するサービスに関して手数料を受け取ります。信用リスクを負う公企業の代わりに、回収した料金は信託銀行口座で管理されます。稼得した利息は公企業の便益となります。郵便局は、顧客資金を他の資金とともに合同運用する能力を有していません。

分析

保有する顧客資金に関して、資産も負債も郵便局の財務諸表に認識しないというのが私どもの見解です。郵便局は、以下の理由により、回収した料金に経済的利益を有していません:

- 郵便局は公企業の代理人として行動している。
- 回収した料金は、郵便局による使用を法律上制限する別個の信託銀行口座で管理されている。
- 郵便局は、回収した料金を管理する銀行が破綻した場合のリスク負担を負わず、金利収益の便益も受けないので、回収した料金の所有に係るリスクと経済価値を有しているように見えない。

先物・オプションのブローカー

ブローカーは、顧客仲介契約に基づき、顧客から注文を受けて又は顧客の代理として先物・オプション取引を行います。このサービスに対して、ブローカーは顧客から手数料を受け取ります。ブローカーは、顧客に対し追加証拠金を要求し、その総額を相手方取引先に支払います。規定により、解消期限切れの追加証拠金はブローカーが資金を追加し、顧客の資金及びブローカーの資金は同じ銀行口座で合同運用することが義務付けられています。ブローカーは、顧客資金を投資して稼得した利益よりも低い利率にて顧客に支払います。資金を管理する銀行が破綻した場合の信用リスクは、顧客が負います。ブローカーは、顧客が追加証拠金の支払いを履行しなかった場合に、そのリスクを負います。

分析

保有している顧客資金に関して、ブローカーが以下を行うために、資産(及び対応する負債)をブローカーの財務諸表に認識すべきであると私どもは考えています:

- 当該資金に係る金利スプレッドから直接便益を得る。
- 顧客資金をブローカー自身の資金とともに合同運用する。
- 追加証拠金に係る債務を負っており、したがって、当該資金に追加資金を投入しなければならないことがある(顧客が追加証拠金の差入れを行うか否かは問わない)。



Grant Thornton
An instinct for growth™

www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。